

ポーランド週報

(2024年7月18日～7月24日)

令和6年(2024年)7月26日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ドゥダ大統領、郵便投票を可能とする選挙法改正案を憲法法廷に付託 信頼できる政治家に関する世論調査結果 欧州委員会、ポーランドの法の支配の状況の進展を評価 憲法法廷の改革に関する法案が下院通過 ベトナム国防省代表団の訪問 パリ五輪兵士アスリートに対する壮行会の開催 駐ポーランド・ウクライナ大使の離任 ポーランド・スリランカ外相会談 シコルスキ外相の外務理事会への出席 米国大統領選挙を見据えた戦略的コミュニケーション強化の提言 ベラルーシ国境の緩衝地帯設置で不法侵入の試みが70%減 コシニャク=カミシュ副首相兼国防大臣と英国国防大臣との会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 2 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各 種 証 明 書 在 外 投 票、旅 券、戸 籍・国 籍 関 係 の 届 出 に つ い て も ど う ぞ。
経済 欧州復興開発銀行、ポーランドの2024-29年投資戦略を採択 投資家は利益を維持できるか ポーランド開発銀行(BGK)、欧州基金から40億ズロチの資金提供 ウクライナのポーランド支出は安定 国営企業の2023年決算報告 2024年上半期の平均賃金の上昇 ポーランド郵政公社の変革計画 Mirbud コンソーシアム、5億7,760万ズロチ相当のS11区間建設へ ポーランドの夏のヒット商品 PGE、ジャルノヴィエツ蓄電池の入札を発表 エネルギー会社の石炭資産分離戦略 原発はポーランドの明暗を分ける 導入が難しいグリーン水素								
治安等 外国人の収監者数が2020年比で約2倍に増加 2024年上半期の万引き件数が前年同期比で約12%減少 イラン製ドローンに部品を供給していたポーランドの会社の摘発に関する報道 マイクロソフトの世界的障害によるポーランドの空港への影響 内務・行政省高官、秋以降に多くのウクライナ人が流入する可能性が高いと指摘								

<p>大使館からのお知らせ 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座) 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治
内 政

ドゥダ大統領、郵便投票を可能とする選挙法改正案を憲法法廷に付託【18日】

18日、ドゥダ大統領は、郵便投票を可能とする選挙法改正案を憲法法廷に付託した。この改正案は、地方選挙を除く全ての選挙について、全ての有権者に郵便投票の権利を与えるものである。これまでは、これらの選挙における郵便投票の権利は、中度・重度障害を有する有権者と隔離されている有権者に限定されていた。また、同改正法案では、中度・重度障害を有する有権者は地方選挙でも郵便投票を行えるようになるが、隔離されている有権者は同選挙で郵便投票が行えないため、ドゥダ大統領は、この関連規定が違憲であるとの立場を示した。

また、ドゥダ大統領は、今次改正法案が、昨年12月に有罪判決を受け、後に同大統領が恩赦を与えたカミンスキ元下院議員及びヴォンシク元下院議員が不在のまま下院にて違法に採択されたものだと認識を示した。

信頼できる政治家に関する世論調査結果【23日】

23日、世論調査機関CBOSが実施した信頼できる政治家に関する調査(対象1,076人)の結果が発表され、ドゥダ大統領が49%、ホウオヴニャ下院議長が48%、チヤスコフスキ・ワルシャワ市長が45%、コシニャク=カミシュ副首相兼国防大臣が44%、トウスク首相が41%の支持を得た。

欧州委員会、ポーランドの法の支配の状況の進展を評価【24日】

24日、欧州委員会は、法の支配に関する年次報告書を発表し、ポーランドが法の支配の基準の遵守において大きな進歩を遂げたと評価した。具体的には、検察の政府からの独立性の確保について大きな進展が見られ、法務大臣と検事総長の役割の分離についても一定の進展が見られたと評価した。また、刑事捜査・手続の独立性の確保、汚職対策等においても一定の進展が見られたとした。一方、欧州委員会は、ポーランドの報道の自由等に関する留保を維持した。

憲法法廷の改革に関する法案が下院通過【24日】

24日、憲法法廷の機能を変更する2法案が下院にて可決され、上院に送られた。両法案は、本年3月に下院にて採択された決議案及び憲法改正案とともに、ポドゥナル法務大臣によって発表された憲法法廷の包括的な改革パッケージを構成している。トウスク首相は、採決後に、大統領は両法案に署名すべきであり、本件は、大統領が憲法法廷及び司法制度全体に対してこれまで行ってきたことを踏まえ、自らの評判を回復する最後のチャンスの1つである旨述べた。

外交・安全保障

ベトナム国防省代表団の訪問【18日】

18日、パベウ・ベイダ国防副大臣は、ベトナム国防産業総局のズオン・ヴァン・イエン副局長らの訪問を受けた。本訪問は、両国の防衛産業協力の進展に向けた第一歩であり、安全保障分野における相互関係の発展となるものである。

兵士アスリートに対する壮行会の開催【18日】

18日、コシニャク=カミシュ副首相兼国防大臣は、パリ五輪に参加する兵士アスリート80人に対する壮行会を行った。同大臣は、ポーランド軍から爆発物探知犬を含む憲兵、工兵部隊がパリ五輪の警備強化を支援していることに言及するとともに、各選手を激励した。

駐ポーランド・ウクライナ大使の離任【19日】

19日、シコルスキ外相は、今般離任するヴァシル・ズワリツ駐ポーランド・ウクライナ大使に謝意を述べた。同外相は、両国の関係のために2年間集中的に働いてくれた大使に感謝し、次のポストでの成功を祈る旨を伝えた。ズワリツ大使は、6月にゼレンスキー大統領から召喚が発表されていた。同大使はチェコに赴任する予定となっている。

ポーランド・スリランカ外相会談【19日】

19日、シコルスキ外相は、アリ・サブリー・スリランカ外相と会談し、ポーランドとスリランカの港湾間協力の可能性を含む新たな協力分野、法的及び条約の基盤の拡大といった二国間の政治・経済関係の活性化、欧州やインド洋地域の安全保障に対する脅威について話し合った。両国は、相互尊重に基づく長年の友好関係にあるが、スリランカ外相によるポーランド訪問は、1989年以降初めてのことである。

シコルスキ外相の外務理事会への出席【22日】

22日、シコルスキ外相は、ブリュッセルで行われたEU外務理事会に出席した。主な議題はロシアによるウクライナ侵略と中東情勢であった。同外相は、ウクライナへの軍事装備品の供与を継続し、その使用制限を解除する必要性を強調した。また、ウクライナへのエネルギー供給を確保することの重要性を強調し、その不足は人道的大惨事とウクライナ難民の再増加を招くと指摘した。中東情勢については、米国、国連と共にアラブのパートナーとのハイレベル会合を開催するという提案が理事会で支持された。紛争後の活動に関する対話の必要性やイスラエル・レバノン国境における治安状況の悪化も指摘された。理事会にあわせて、参加閣僚はナディア・カルヴィーニョ欧州投資銀行総裁と非公式会談を行い、EUの防衛産業への融資及びウクライナへの支援が欧州投資銀行の優先事項であることを確認した。

米国大統領選挙を見据えた戦略的コミュニケーション強化の提言【22日】

22日、ポーランド外務省は、ブリュッセルで行われたEU外務理事会において、大西洋横断関係における戦略的コミュニケーションの重要性についての文書を発表した。これは特に本年11月の米国大統領選挙を見据えて、ロシアの国営メディア及び政府の息のかかったオンラインメディアによる影響力工作に

対抗すべく、EU加盟国及び関係機関が協力して、今後数か月の間、米国との戦略的コミュニケーションを強化することを提言するものである。米国にとって欧州が信頼できるパートナーであること、ウクライナ戦争の正しいナラティブ、欧米によるウクライナ支援がいかに役立っているか等を米国民に伝えていく必要性を強調している。提言の中では、米国の幅広い国民に対する伝統的なメディアやソーシャルメディアを通じたアウトリーチ、米大統領選挙に向けたEU及び同盟国を標的とした誤ったシナリオに対する監視を高めること等、具体的な措置も挙げられている。

ベラルーシ国境の緩衝地帯設置で不法侵入の試みが70%減【23日】

23日、シモニャク内務・行政大臣兼特務機関調整官は、ベラルーシとの国境に設置された緩衝地帯により、ポーランド領内への不法侵入の試みは70%減少したと述べた。同大臣は、東部国境における移民の圧力は、EUの不安定化を狙うベラルーシ政府による、この地域への移民や難民の組織的な密輸の直接的な結果である。そして、多くの人々が適切な生活環境もないまま国境に取り残され、またポーランド兵士が死傷する事件も発生したと振り返った。緩衝地帯は6月13日に設定され、ポーランドとベラルーシの国境の約60キロメートルを立ち入り禁止区域としており、また、シモニャク大臣は、これに加え、6月初旬から、暴徒化した群衆への対応経験を積んだ警察の予防部隊が国境に配備され、同部隊による盾、放水銃を用いた対応も成果に寄っていると述べた。

コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣と英国国防大臣との会談【24日】

24日、ワルシャワにて、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣とジョン・ヒーリー英国国防大臣が会談した。両大臣による会談は、英国の新政権誕生後初であり、欧州の安全保障情勢、米国ワシントンDCでのNATO首脳会合の影響、二国間協力等について話し合われた。

同副首相兼大臣は、英国からポーランド東側国境警備強化計画「イースト・シールド」に対する建設支援の可能性について提案があったこと、また、ベモボ・ピスキエに所在するNATO多国籍大隊戦闘群及びジェシェフ空港防衛に参加する英国部隊に対して謝意を述べた。

経 済

経済政策

欧州復興開発銀行、ポーランドの2024－29年投資戦略を採択【19日】

欧州復興開発銀行（EBRD）は、2024年から29年にかけてのポーランドに対する新たな投資戦略を

採択し、「この戦略は、今後5年間のポーランドにおける当行の3つの優先事項を定めたものである。」と発表した。これらの優先事項の中でEBRDは、グリーン・トランジションの加速、イノベーション、デジタ

ル化、グッドガバナンスを通じたポーランド企業の競争力支援、レジリエンスと経済統合の強化に言及した。EBRDは、「ポーランドのグリーン・トランジションを加速させるため、当行は再生可能エネルギープロジェクトの拡大支援を継続する」と記した。企業競争力を育成するため、EBRDは、国内での発展や海外進出を目指すポーランドの革新的で競争力の高い企業を支援する。

同行はさらに、「エネルギー安全保障、資本市場、地域統合の3つの側面から、ポーランド経済の外的ショックへの耐性を強化することに重点を置く。より多くの再生可能エネルギー生産の吸収を高めるため、送配電網の拡張への投資を検討する」とした。また同行は、「ポーランドがウクライナの復興とEUへの統合を支援するために、持続可能な輸送・物流インフラに投資することで、その戦略的地位を築き、接続性を向上させることを支援する」と宣言した。

ポーランドは、EBRDの投資額でトップクラスの市場である。昨年、同行は過去最高の13億ユーロを投資した。EBRDのチーフエコノミストであるベアタ・ヤボルチク氏が最近ポーランド国営通信(PAP)に語ったように、今年はずでに約7億1,500万ユーロを拠出している。

投資家は利益を維持できるか【22日】

7月22日の週に、開発・技術省が作成した経済特区の運営に関する報告書が議会で審議される。報告書によると、昨年は経済特区への企業の投資が110億ズロチを超え、経済特区への累積投資額は6.8%増の1,676億ズロチとなり、経済特区は大きな

成功を収めた。同報告書はまた、これまでは減税措置が国内外の投資家を惹きつける効果的な手段であったが、来年からはグローバルミニマム税(年間総収入が7億5,000万ユーロ以上の企業に課される15%の最低法人税)が導入されるため、この状況が変わる可能性がある」と指摘している。

BGK 欧州基金から40億ズロチの資金提供【24日】

ポーランド開発銀行(BGK)は、欧州基金2021-2027から40億ズロチ(約120億円)の資金提供を受けることになった。この資金の半分は、グリーン投資とエネルギー転換を支援するために、24%は零細企業や中小企業の競争力を強化するために、17%はイノベーションのために、8%は労働市場のために、1%は活性化のために使用される。BGKは、欧州プログラムから15億7000万ズロチを受け取ることで、起業家に対して約83億3000万ズロチの保証を提供し、約104億6000万ズロチの融資を確保できると推定している。欧州経済近代化基金(FENG)の環境・技術クレジットにより、10億ズロチの助成金を受け、20億ズロチ以上の価値がある200近くのプロジェクトがすでに実現されている。

BGKは、必要な返済担保を持たないマイクロ企業や中小企業に投資融資を提供し、InvestEUプログラムの実行も支援している。融資額は最大200万ユーロ、マイクロファイナンスの場合は5万ユーロまで確保できる。さらに、同銀行は、国家復興計画(KPO)から89億ユーロの予算を確保し、都市のグリーン転換を支援するための融資募集を開始した。

マクロ経済動向・統計

ウクライナのポーランド支出は安定【19日】

Personnel Service社の専門家によると、ポーランドにおけるウクライナ人の支出は安定しており、第1四半期は14億ズロチと、ここ数年と同水準であった。同社の創設者であるクシシュトフ・イングロツ氏は、「ポーランドにおけるウクライナ人の往来と数は安定しており、消費額もこの傾向を反映している」と述べた。第1四半期のウクライナ人の消費額は14.1億ズロチで、2014年から2019年までのパンデミック前の水準に近く、平均14.2億ズロチであった。中央統計局(GUS)によると、第1四半期に外国人がポーランド国境を通過した回数は3,504万回で、前年同期比2.4%増加した。ウクライナ人は357万回で、前年の374万回をわずかに下回った。第1四半期にポーランドで消費された外国人の総額は89億ズロチで、ドイツ人が50.8%を占め、次いでウクライナ人が19.3%であった。

国営企業の2023年決算報告【20日】

国営の大手企業の2023年の決算を簡単にまと

めると、2022年と比較して、全般的なインフレにより収益は5分の1(22%)増加したが、コストの増加と新経営陣による評価損により、利益は半分以上(56%)減少した。

国有財産省が発表した国庫が関与する企業リストには、400社が含まれ、そのうち140社以上については国が100%の株式または持分を所有しており、同省が分析した企業の総売上高は8330億ズロチに達した。

2024年上半期の平均賃金の上昇【23日】

2024年上半期、ポーランドにおける専門家・マネージャーの給与は8%上昇し、平均で15,100ズロチ(グロス/月)となった。この上昇率は、7月に実施された最低賃金の19.4%上昇よりも大幅に低い。スペシャリストの賃金の伸び悩みの原因は、世界的な経済の不確実性とITなどのセクターにおける需要の減少にある。エンジニアリングのスペシャリストが最も高い昇給率を示し、平均でほぼ1万2000ズロチ(グロス)となった。一方、ITの給与はわずか0.

1%の上昇にとどまり、求人市場の減速を反映している。高コストと経済不安が雇用者の給与予算に影響を及ぼしており、求職者間の競争激化も給与の伸びに影響を与えている。特に大企業の上級管理職

は、給与水準が高く、取締役の給与は会社の規模によって月額2万5千～8万ズロチである。

ポーランド産業動向

ポーランド郵政公社の変革計画【19日】

国有財産省によると、戦略的目標と近代化・効率化のためのプロジェクトをまとめたポーランド郵政公社の変革計画が数週間以内に採択される予定である。ヤツェク・バルトミンスキ同省副大臣は、同計画には、小包・宅配便市場におけるポーランド郵政公社の競争力強化、仕分け施設の近代化、機械ネットワークの拡大などの取り組みが含まれると述べた。同計画はまた、グリーンエネルギーの最大利用も強調している。この変革は、主要な市場の変化と進化する顧客ニーズに対応し、ユニバーサル・サービス・プロバイダーとしての使命を果たしながら、減少するレター・サービス収入をロジスティクスとリテール・サービスからの収入に置き換えることを目的としている。

Mirbud コンソーシアム、5億7,760万ズロチ相当のS11区間建設へ【23日】

Mirbud 社が率い、子会社のKobylarni社を含むMirbud コンソーシアムは、国道・高速道路総局と5億7,756万ズロチ相当の契約を締結した。このプロジェクトは、ケンブノからオポレスキエ県境までのS11高速道路のうち、オレスノ・バイパスを除く区間を建設するものである。契約では、冬季(12月16日～3月15日)を除く39ヶ月を完成期間としている。

Mirbud 社は、主にあらゆる建設分野のゼネコンとして活動している。2008年以降、ワルシャワ証券取引所に上場し、sWIG80指数の一角を占めている。2023年の連結売上高は33億2,200万PLN。

ポーランドの夏のヒット商品【23日】

中央統計局(GUS)の報告によると、2023年のポーランド輸出額はわずかに減少した。しかし、夏を中心にポーランド生産者の商品が熱心に購入されている。1位はアイスクリームで、輸出額は3億7500万米ドル、2022年より6000トン多いが、金額は7000万米ドル少ない。ポーランドは生産量でイタリアを上回った。ノンアルコールビールが2400万リットル、2300万米ドルで輸出され、第2位となった。ポーランドはリンゴの輸出でも世界第7位の生産国であり、2023年には80万9000トン、4億3000万米ドル以上を輸出し、2022年よりも7万6000トン、1億1350万米ドル増加した。主な輸出先はドイツ、ルーマニア、エジプト、カザフスタンである。

ポーランド製のヨットも海外で高く評価されており、2023年には8,400隻が輸出され、7億1,650万ドル以上の売り上げを記録し、ポーランドは再び世界第7位となった。主な輸入国はドイツ、米国、フランスである。キャンピングカーの輸出は、2,400台、3,300万ドルで世界第11位である。

エネルギー・環境

PGE、ジャルノヴィエツ蓄電池の入札を発表【18日】

国営電力会社PGEは、2026年半ばまでにジャルノヴィエツに蓄電池施設を建設する入札を開始した。PGEが所有するポーランド最大の揚水発電所に隣接するこの施設は、最大263MWの容量を誇り、最低900MWhを貯蔵する。入札書類によると、PGEは設計、建設、試験、送電網との統合を含むターンキー・プロジェクトを計画している。遅くとも2026年6月30日までに完成予定のこの施設は、地元の風力発電所のバランスをとり、自然エネルギーからの余剰エネルギーを管理することを目的としている。PGEのダリウシュ・マジェツ社長は、ポーランドのエネルギー転換の中でエネルギー貯蔵能力を強化する本プロジェクトの意義を強調した。ポーランド最大のエネルギー供給会社であるPGEは、560万以上の顧客にサービスを提供し、ポーランドの電力の40%を発電している。

エネルギー会社の石炭資産分離戦略【19日】

市場や国営エネルギー会社は、エネルギー部門に負担をかける石炭火力発電所の分離に関する政府の決定を待っている。エネルギー企業の将来の評価に影響を与えるのは、エネルギー企業から石炭火力発電所を分離するプロセスであることは間違いない。今年中に合意され、来年実施されるはずだった石炭資産分離の問題については、国有財産省と国営エネルギー会社が定期的に会合を持つことになっている。Eneaはエネルギー部門から石炭を分離するプロセスを支持しているが、同時に具体的な時期については言及しておらず、段階的に分ける必要性を示している。これはもちろん、このプロセスの実施に長い時間がかかることを意味し、おそらくBogdan ka鉱山をグループ内に持つことにより、会社の業績を最適化するチャンスとなる。

PGEはすでにアドバイザー(PwC)を選定しており、このアドバイザーが財務モデルを作成し、資産分離に関する規制上の解決策を提案する。組織的には、PGEの在来型部門はすでに分離の準備を整えている。石炭によるエネルギー使用係数は年々数%ずつ

低下している。しかし同時に、石炭火力発電所を閉鎖することはできない。なぜなら、石炭火力発電所は、特に風が弱いときや太陽が照っていないときの電力供給の継続性を確保しているからである。PGEにとって、この問題に対する解決策はひとつ、石炭資産を国の管理下にある別会社に速やかに分離することである。

原発はポーランドの明暗を分ける【22日】

フランスの電力会社EDFのポーランド駐在員事務所のティエリー・デショー所長によると、ポーランドの発電は依然として石炭をベースとしているが、石炭鉱床の枯渇が従来の予測を上回るスピードで進行しているため、石炭採掘の採算性は低下している。デショーはまた、その他の影響要因として、炭素価格の上昇やカーボンフットプリントに対する顧客の意識の高まりを挙げた。「したがって、ポーランドはエネルギー・ミックスの変更を余儀なくされており、これはこれまでの想定よりも早く実現しなければならないかもしれない」と付け加えた。ポーランド初の原子力発電所建設に対するEDFの入札は落札されなかったが、フランスはあきらめず、ポーランドでの原子力発電の展開に関与する意志を持ち続けている。

導入が難しいグリーン水素【24日】

7月17日、欧州会計検査院(ECA)は報告書の中で、2030年までにグリーン水素の需要を2000万ト

ンとするEUの野望は誇張された非現実的なものであると評価した。同院は、現在の水素計画は確かな分析に基づくものではなく、政治的意思に基づくものであると述べた。またECAは報告書の中で、2027年までに200億ユーロ近くにのぼる水素プロジェクトへの融資は、さまざまなプログラムに分散しており、企業が資金を利用することを困難にしていると述べた。一方ポーランドでは、水素に関する更なる文書の作成が進められており、水素を活用する計画を発表する企業が増えている。

ポーランドのシンクタンクInstrat社のアナリストであるミハウ・スモレン氏は、ガゼタ・プラブナ紙に対し、2020年からの欧州水素戦略の目標は、多くの専門家や関係者から誇張されたものであり、達成は不可能であると考えられてきたと語る。EUや各国の戦略文書は、水素製造の脱炭素化が最も有望な方向性のひとつであるという信念に基づいている。今日、私たちは、水素製造の脱炭素化プロセスが、たとえ手厚い補助金があったとしても、時間的に延長されるであろう技術的障壁をよりよく理解しており、他のセクターにおける水素の役割には疑問がある。専門家は、EUの再生可能エネルギー指令(RED III)の水素セクターの目標は、欧州戦略の意欲的なビジョンに比べればそれほど高揚したものではないが、それでもポーランドでそれを達成するのは非常に難しいだろうと付け加えた。

治 安 等

外国人の収監者数が2020年比で約2倍に増加【18日】

18日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランドの刑務所収監されている外国人が、2020年末時点と比較して約2倍に増加していると報じた。現在、2,407人の外国人が収監されており、そのうち1,261人がウクライナ人、330人がジョージア人、146人がベラルーシ人となっている。2020年末時点で、外国人の収監者は1,267人であった。収監の主な理由は、交通事故、強盗、暴行及び殺人である。調査会社によると、移民にとって新たな環境への適応が難しいことが犯罪を助長する主な要因となっている。

2024年上半期の万引き件数が前年同期比で12.4%減少【18日】

18日、ジェチポスポリタ紙は、2024年上半期に12万5,700件の万引きが認知され、前年同期と比較して12.4%減少したことを報じた。専門家によると、この減少は、物価のインフレ率の減少が主な要因であるが、2023年10月1日に施行された改正法で、犯罪行為と認定される万引き額の基準が500ズロチから800ズロチに引き上げられたことも影響して

いる。また、2024年上半期の万引き件数のうち、10万3,000件が大型店舗、残りが小規模店舗で発生した。万引き犯にとって、大規模店舗では群衆に溶け込むのが容易であるが、小規模店舗では発覚する可能性が高く、この傾向は長年変わらないという。

イラン製ドローンに部品を供給していたポーランドの会社の摘発に関する報道【18日】

18日、Radio ZETニュースは、内務・行政省公安庁(ABW)が、イランの自爆型ドローン「シャヘド136」に部品を供給していたとして、ポズナンに所在するポーランド国営企業を摘発していたことを報じた。摘発のきっかけは、ウクライナ軍が2022年9月中旬にハルキウ州上空で撃墜したドローンの残骸から回収された1点の部品であった。この部品は、ドローンの燃料ポンプの一部で、ポーランドの「Wytwornia S przetu Komunikacyjnego – Poznan」社が製造していたとされる。同社は、ディーゼルエンジン用噴射装置や航空機部品の製造を専門としている。問題となった燃料ポンプは、ドローンの製造元であるイランの工場へ送られていた。

マイクロソフトの世界的なシステム障害によるポーランドの空港への影響【20日】

20日、ポーランド空港会社(PPL)の副社長は、TV P Infoの取材に対し、マイクロソフトのシステム障害によって世界各地の空港で欠航、遅延等のトラブルが生じた中、ポーランドの空港におけるトラブルは比較的小規模であった評価した。同社によると、ワルシャワ・ショパン空港では、システム障害が発生した後、各航空会社のチェックインシステムを速やかに手動に切替えるなど、空港と航空会社が効率的に連携した。その結果、主にウイズエアとライアンエアの航空便に関し、12便が欠航、10便に遅延が生じるにとどまった。その他の空港でもシステム障害に対して適切に対応し、大きなトラブルは発生しなかった。PPL社は、長年、ハッカー等に対するセキュ

リティシステムに投資してきており、空港システムを適切に管理・保護しているとした。航空交通分析会社「Cirium」のデータによると、今回の世界的なシステム障害によって、世界中で計1,390便が欠航した。最も欠航が多かったのは米国で、計512便が欠航した。

内務・行政省高官、秋以降に多くのウクライナ人が流入する可能性が高いと指摘【24日】

24日、ダリウシュ・マルチンスキ内務・行政省国民保護・危機管理局長は、下院にて、ロシアによる(ウクライナの)重要インフラへの攻撃によって、秋から冬にかけてポーランドに多くのウクライナ人が流入する可能性が高いという明確なシグナルがある旨述べた。

大使館からのお知らせ

能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座)

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するための災害義援金について、ポーランド国内の口座についても開設しているところ、下記のとおりお知らせいたします。

1 ズロチ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所: ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwolężerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 02 1240 6292 1111 0011 3418 0435

2 ユーロ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所: ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwolężerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 91 1240 6292 1978 0011 3418 0103

(注1)上記の口座に振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特に御希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください(記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます。)

(注2)被災地の各地方公共団体においても、義援金受入口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】日本大使館の16mmフィルム上映会『阿修羅のごとく』(2003)森田芳光監督 135分【7月30日(火)14:30~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本大使館の16mmフィルム上映会『阿修羅のごとく』が開催されます(日本語音声、英語字幕)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】日本大使館の16mmフィルム上映会『飢餓海峡』(1965)内田吐夢監督183分【8月2日(金)14:00~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本大使館の16mmフィルム上映会『飢餓海峡』が開催されます(日本語音声、英語字幕)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】日本大使館の16mmフィルム上映会『ロボコン』(2003)古厩智之監督119分【8月9日(金)14:30~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本大使館の16mmフィルム上映会『ロボコン』が開催されます(日本語音声、英語字幕)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】日本大使館の16mmフィルム上映会『水の中の八月』(1995年)石井岳龍監督 117分【8月13日(火)14:30~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本大使館の16mmフィルム上映会『水の中の八月』

が開催されます(日本語音声、英語字幕)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22 -584 -73 00, E メール：info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【開催中】「すしを愛でる」展「7月5日(金)～8月18日(日)」

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、「すしを愛でる」展が開催されます。すしの歴史やすしをめぐる文化を網羅的に紹介します。

開催場所： Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【開催中】展覧会「BACKGROUND」【5月17日(金)～9月15日(日)」

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、展覧会「BACKGROUND」が開催中です。浮世絵をはじめ、伝統文化の作品と現代のポップカルチャーの作品の背景や歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所： Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【開催中】教育美術展「広重～浮世絵の世界への旅～」【4月28日(日)～11月3日(日)」

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、教育美術展「広重～浮世絵の世界への旅～」が開催中です。浮世絵の作り方を紹介する教育美術展で、来場者はワークショップに参加も可能で、歌川広重氏の作品とその浮世絵のアニメーションプロジェクトに参加することもできます。入場は有料です。

開催場所： Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)